

令和6年9月定例会 総務委員会（事前）

令和6年9月9日（月）

〔委員会の概要 生活環境部・労働委員会関係〕

福山委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時03分）

これより生活環境部・労働委員会関係の調査を行います。

この際、生活環境部・労働委員会関係の9月定例会提出予定議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

生活環境部

【提出予定議案】（説明資料）

- 議案第1号 令和6年度徳島県一般会計補正予算（第2号）
- 議案第5号 徳島県公害紛争処理条例の一部改正について

【報告事項】

なし

労働委員会

【報告事項】（資料1）

- 調整事件について
- 個別的労使紛争解決サービスの運用状況について（4～8月の処理状況）

勝川生活環境部長

それでは、総務委員会説明資料によりまして、9月定例会に提出を予定しております生活環境部の案件につきまして、御説明を申し上げます。

今回御審議いただきます案件は、令和6年度一般会計補正予算案及びその他の議案等といたしまして、条例案となっております。

3ページを御覧ください。

一般会計歳入歳出予算についてでございます。

補正総額につきましては、総括表一番下の計欄の左から3列目に記載のとおり、2,013万円の増額をお願いしております。補正後の予算総額は、その右の欄のとおり、71億6,025万円となっております。

補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりとなっております。

次に、課別主要事項につきまして御説明申し上げます。

4ページを御覧ください。

労働雇用政策課でございます。

目名、計画調査費の摘要欄①及び②の「徳島ファン」創出・拡大事業では、県内大学出身者をはじめ、徳島ゆかりの方への継続的な情報発信を行うとともに、県外在住の若者等が一定期間滞在し、徳島で働きながらとくしま暮らしを体感するワーキングホリデーを実

施するための経費として、合わせて1,163万円を計上しております。

目名、雇用促進費の摘要欄①、アの外国人材受入支援事業では、県内企業等における外国人の雇用状況やニーズなどの実態調査を実施するとともに、外国人雇用に関する相談窓口を設置し、外国人材の受入れ、定着に向けた包括的な支援の充実に取り組むための経費として600万円を計上しております。

これによりまして、労働雇用政策課の補正後の予算総額は30億5,718万2,000円となります。

5ページを御覧ください。

交通政策課でございます。

目名、運輸交通対策費の摘要欄①、アの方路線バス運転手確保支援事業では、路線バスの運転手不足を解消するため、職務上、大型自動車免許の保有率が高く、バス運転手への転換が容易な退職予定自衛官や消防士など、幅広い人材を確保するための就職説明会の開催、二種免許取得に要する費用の一部を支援するための経費として250万円を計上しております。

これによりまして、交通政策課の補正後の予算総額は3億2,829万8,000円となります。

6ページを御覧ください。

その他の議案等につきまして、1点御説明いたします。

(1) 条例案についてでございます。

アの徳島県公害紛争処理条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらは、公害に係る紛争の処理に関する事務の効率化に資するため、公害審査委員候補者の委嘱期間を条例で定める必要があることから、改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、令和7年2月1日としております。

以上が今定例会に提出を予定しております案件でございます。

なお、報告事項はございません。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

坂東労働委員会事務局長

今定例会で御審議いただきます提出予定議案はございませんが、この際、2点御報告を申し上げます。

報告資料2ページを御覧ください。

1の調整事件についてでございますが、終結した事件が1件ございます。

調整事件とは、労働組合と使用者の間で発生した労働争議につきまして、両者の自主的な解決が図られるよう、労働委員会において必要な支援を行うものでございます。

この事件の使用者の業種につきましては運輸業で、令和6年7月31日に、労働組合から団体交渉に応じること、不当な賞罰委員会を行わないことを求めてあっせんの申請があったものでございますが、8月9日に、使用者からあっせんに応じることにはできないとの回答がありましたことから、不応諾による打切りとなったものでございます。

続きまして、報告資料の3ページを御覧ください。

2の個別的労使紛争解決サービスの運用状況についてでございます。

この表は、個々の労働者と使用者の間の個別的労使紛争についての本年4月1日から8

月31日までの運用状況となっております。

表の一番上の欄、相談の件数は168件となっており、その下の欄、あっせん申請の件数は3件となっております。

それより下の欄は、あっせん申請の内訳となっております。最終したものが2件、係属中のものが1件となっております。最終した2件につきましては、双方の合意成立により解決に至ったものが1件、相手方の不応諾により打ち切りとなったものが1件でございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

御審議のほど、どうかよろしくお願い申し上げます。

福山委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

岡本委員

最低賃金について質問いたします。

980円ということで、11月にはそうなるのだろうと思います。今回の改定では、徳島県が一番最後に答申が出たのですが、それに合わせて県はどのような対応を行ってきたのか、まずはそこから教えてください。

井口労働雇用政策課長

最低賃金改定に合わせて、県がどのように対応してきたのかとの御質問かと思っております。

最低賃金につきましては、少子高齢化の進行や生産年齢人口の減少など、都市部への人口流出が続く本県にとって、人材確保の観点からも非常に重要な事項であると考えております。

また、国におきましては最低賃金の引上げ、地域間格差の是正を行う方針を示しているものの、地域間格差は依然として広がりを見せていることから、最低賃金の引上げの醸成について発信させていただいたところでございます。

県ではこれまで国に対しまして、賃上げや生産性向上を促進する支援策の充実と活用促進の要望を行ってきたところでございまして、あわせて6月補正予算では、賃上げを行う中小企業、小規模事業者を支援するため、国の業務改善助成金に県独自の上乘せ助成をお認めいただくなど、賃上げに向けた環境づくりに取り組んでいるところでございます。

また、6月17日には、徳島県版政労使会議、徳島雇用政策協議会におきまして、知事より労使トップの方に対しまして賃上げの必要性を強く呼び掛け、持続的な賃上げの機運醸成を図ってきたところでございます。

さらに、7月5日、最低賃金の審議が始まる地方最低賃金審議会の機会を捉え、知事から審議会会長と徳島労働局長に対しまして、最低賃金の積極的な引上げについて直接要請するとともに、審議会の場で意見陳述の機会を得てお話をさせていただいたところでござ

います。

あわせまして、8月8日、最低賃金の議論が大詰めを迎えていたところで、県議会有志の会派の方々、徳島県市長会の皆様方から審議会会長、労働局長に対しまして目安を上回る引上げについて要請を行っていただき、併せまして県でも要請をさせていただいたところでございます。また最後、28日も、審議会各委員に対しまして、緊急要請という形で行っております。

このように様々な機会を捉えまして、最低賃金の積極的な引上げについて取り組んできたところでございます。

#### 岡本委員

980円になって、四国では一番高いと報道されているのですが、県が980円の根拠をどういうふうに捉えているか、どのような過程で980円になったのか、県が把握している範囲で教えてください。

#### 井口労働雇用政策課長

徳島地方最低賃金審議会の最低賃金の専門部会における公益代表委員の見解によりますと、地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の支払能力を考慮していかなければならないとして、最低賃金決定の際に考慮すべき、いわゆる法定3要素について定めております。この3要素に基づく各指標について、各都道府県と比較した際の徳島県の立ち位置にふさわしい最低賃金とする必要があるとの考えに基づき、3要素の指標を総合的に判断し、都道府県中、中位より上に位置すると判断したところでございます。

また、それに併せまして、昨年令和5年、全都道府県の最低賃金の額の中位は、おおむね930円程度となっていたところでございます。

それに加えまして、徳島県における人材確保の取組をより一層強化する必要がある、企業の持続的発展のためには最低賃金の急激な変化は抑制されるべきとの委員の意見などを総合的に勘案し、中位である930円に目安額50円を加えた980円とすべきとの判断に至ったと公益代表委員見解には記載されておりました。

最終の決定に当たりましては、8月29日の専門部会において労使の意見の隔たりが大きく一致に至らなかったため、公益代表委員から公益代表の見解を示し、多数決の結果、時間給980円とする旨の報告書が取りまとめられ、審議会において採決が行われ、答申に採用されたという経緯がございます。

#### 岡本委員

私も立場上、多分3か月ぐらい、結構こういう会議が多かったかなと思っています。全国で下から2番目が27位まで上がってきているのですが、そのことは県としてどのように分析をしているのか。他県と比較した場合、さっき少し申し上げたけど、多分和歌山と同じだったと思うのですが、その辺どうなのか、説明してくれたほうがいいと思います。

#### 井口労働雇用政策課長

最低賃金をどのように分析しているかでございます。

昨年度の本県の最低賃金につきましては、全国ワースト2位の896円でございます。

全国加重平均は昨年度時点で1,004円でございます、約108円の格差が生じていたということでございます。

今年度の最低賃金の引上げについては、地方最低賃金審議会に大幅な引上げという高度な決断をしていただいたところでございます。

引上げ額につきましては、全国トップの引上げ、先ほど委員からも御紹介がありましたとおり全国では27位で、関西圏に隣接する和歌山県と同じ金額になったところでございます。また四国の中では、香川県の970円を超えているということでございます。

また改定が出そろったところで、全国加重平均は現在1,055円で、75円と縮小はしてきておりましたが、依然として全国の加重平均との格差が残っていると考えております。

引き続き、持続的な賃上げに向けて取り組んでまいりたいと考えております。

#### 岡本委員

50円の目安を超えて84円の引上げですが、いろんな会議で決めるときに多数決になって、難しいんだけど、この上げ方が高いのか安いのか、実は両方の意見で反対があったとお聞きしています。それはそれで分かるんだけど、確かに今の時代ですから、賃金を上げないといけないとは思っています。

でも、中小企業や小規模事業者では、最低賃金の引上げが必要だというのはよく理解できますが、厳しい状況があることも事実なんです。分かりやすく言えば、給料というか賃金をきちんと払いたいんだけど、ある程度企業がもうかっていないと、それができない状況があることも事実なんです。

今の補正予算の中には3億円とか、前回の社会保険労務士、これは私が申し上げたんだけど、社会保険労務士の報酬の補助をするなど、いろいろやられているんです。

この前、社会保険労務士会の会長と会ったのですが、うちの会で講師をお願いしてございまして、違うタイトルだったんだけど急遽変更して、正にこのことばかりの講演をしていただきました。

県社会保険労務士会の会長は、正直言って980円にはびっくりした、960円ぐらいかなと思ったとの話もありました。ずっと、まだまだどんどんどん上っていきますよという話までありました。

問題は、今の3億円では無理なんです。もう一回補正をしていただかないと、なかなか大変だなと思っています。

やり方はいろいろあると思うんですが、そのことが大事なんです。知事が確か記者会見で、支払能力がない厳しい経営者がいれば県に直接知らせていただきたいと言っていますが、知事が言ったから、そのことで県に直接何かありましたか。あればそのことを言ってください。

#### 井口労働雇用政策課長

県にどのような事業者からお話があったかということでございます。

当課で事業者から直接お話を頂いたところは、現在までに5件でございます。

頂いている内容を幾つか御紹介させていただきますと、賃上げ支援策はどのようなものかとのお問合せや、国の助成金の申請が複雑であるというお話、あと、最低賃金が上がることで就業調整が起こり逆に人出不足になってしまうのではないかとの懸念の声であるとか、更なる追加の支援策を打ち出していきたいという要望について、御意見を頂いているところでございます。

#### 岡本委員

知事が記者会見で言ったと思うのですが、5件しかなかったのですね。それは多分、遠慮がちにそう言ったのかも知れませんが、さっきも意見があったように、とにかく賃上げに対する支援策がどうしても必要なんです。

だから、さっきも言ったけど、今3億円はしていますが、今議会の追加補正という形で、どうしても何か要るんです。あれもこれもは難しいかも知れないけど、まだ開会になっていないし、閉会までに時間はあるので、そのことも含めてどうですか。

#### 井口労働雇用政策課長

更なる支援策について、9月補正予算に追加計上することはないのかという御質問でございます。

委員御紹介のとおり、6月補正予算において上乘せ助成であるとか、追加助成の申請代行支援などを実施しているところでございまして、また委員から御紹介がありましたが、今定例会に経済産業部におきまして賃上げ応援！生産性向上投資促進事業、約3億円の事業をお願いしているところでございます。

県補助は、先ほど電話で直接お伺いしたところを申し上げましたが、改めて強く影響を受ける業種や事業者に対しまして、どの点が賃金引上げに苦慮する点なのか、またどういった支援が有効なのかを、経済産業部とも連携して、現在ヒアリングであるとか、直接お声を聞かせていただいているところでございます。

また、その結果を踏まえまして、事業者や企業に寄り添った対策を検討してまいりたいと考えております。

#### 岡本委員

要するにお金は経済産業部になるんだと思いますが、直接生の声を聞くのは生活環境部になるから、何回も言うけど3億円では全然駄目なので、10億円とか、かなりの額がないと。本当の意味で賃上げが決まったらしてあげないといけない。

そのためにどうするのが大事であって、知事ががんがん1,000円と言った責任があると私は思っていて、しっかり次の追加補正を、この議会中においてお願いしたいと思っていますので、部長、ちょっと一言お願いします。

#### 勝川生活環境部長

ただいま岡本委員から、今議会の追加予算についての御質問を頂きました。

まず初めに、この度の最低賃金の改定に当たりまして、国が示す目安額を上回る積極的な賃上げが行われるよう、県議会10会派の皆様におかれましては、県及び徳島県市長会と

共に徳島地方最低賃金審議会の会長、そして労働局長宛てに御要請いただきましたことを、この場を借りて改めて感謝を申し上げます。

こうした各方面の皆様の後押しもございまして、本県の最低賃金につきましては全国一の上げ幅84円となる980円の答申が審議会になされたと考えております。

一方で、岡本委員から御指摘がありましたように、経営環境が厳しい中小・小規模事業者にとっては非常に厳しい結果となったことも理解しているところでございます。

先ほど、井口課長が答弁させていただきましたように現在、経済産業部と連携して、事業者のお声を聞いて、どういった支援が必要なのかをしっかりと検討してまいりたいと思っております。

この9月補正予算についてどういう形で提示できるか、今後それも含めて検討させていただきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

岡本委員

もう終わるんですけど、経済3団体は皆同じ思いでありますので、しっかり追加提案に向けて強く要望して、終わります。

岡委員

この980円は、専門的な知識を持った方がいろいろと議論を重ねて決めたということなんですけど、今の話であれば、追加の補正予算を相当打たないと給料を払えないところがあると。

私も細かい決め方まで勉強しているわけではないのですが、本来、最低賃金は当然労働者の声を聞くべきだろうと思っております。私は、使用者側の声も事前にしっかりと聞いて、その中で調整をして出してきておるものだと思っていたんですが、今回の結果は違うということですね。相当な上積みがなされたと。

知事の発言であったり、県議会でも10党派、ほぼ全員と言っていましたけど、私と坂口議員はいわゆる問題があるだろうということで行っていません。今更、経営者の話を聞くというのはよく分からないのですが、どのような形で話を進めてきたのか、もう一回になるかもしれませんが、お聞かせ願えますか。

井口労働雇用政策課長

どのような形で経済団体や事業者の声を聞いているのかとの御質問でございます。

これまでも常々、年に2回ほど経済産業部と提携しまして、それぞれ企業の訪問という形で、経営状況やそれぞれの県政に対する要望をお聞きしてきたところでございます。

今回、最低賃金がこのような決定になりましたので、実際に今、価格転嫁がどのような形で進んでいるのか、あと最低賃金が上がったことに対して、どのような点で一番苦慮するのかについて、改めてお話を聞かせていただいているところでございます。

岡委員

それぐらいのことは多分担当課でおられたら、わざわざ聞かなくても容易に想像がつくことだと思うんです。

80円の賃上げというところと相当きついです。他県の50円も相当きついです。

最近の知事の記者会見を見たんです。そうしたら、とにかく上げて人材を確保していく、流出を止めると、まずそのことをおっしゃっていましたが、最低賃金が高いところは人材の流出が止まっているというデータがあるのでしょうか。比較的傾向であったりを教えていただきたい。

井口労働雇用政策課長

最低賃金と人口流出の関係という御質問を頂いております。

現在、最低賃金の高いところは大きな都市部です。東京圏、名古屋圏、そして大阪圏でございます。

今回の改定後も、周辺の地域では1,000円を超えてくるところにはなってきましたが、大都市圏では比較的最低賃金が高いので、一つの指標になっているのかなと考えております。

岡委員

それは指標ではないと思います。

大都市部に引っ張られて、隣が1,000円で雇っているのにこちらは900円で雇うというので、やむを得ず、実態として給料が上がっているというのはあると思います。

それがデータとして、最低賃金を上げていったら人材の流出が止まっていくということとは全く別の話だと思うのですが、もう一回お考えをお聞かせください。

井口労働雇用政策課長

最低賃金の上げ率や伸びによって人口がどのようになっているのかでございます。

すみません。そちらのデータ等々については、今のところございません。

岡委員

そんなものはないと思います。

午前中の総務委員会でも似たようなことを言いましたが、平気で公の場所でおっしゃるといのはいかがなものかと思っております。

仕事を選ぶのに、この県は最低賃金が高いからこっちに行こうかとなりますか。今までそんな話は聞いたことがない。

他の県も一緒なんだろうけど、50円も上がって、相当な対策を打たなければならない。徳島県については多分もっと打たなければならないだろうと、岡本委員がおっしゃったわけですね。ということは、この金額が実体経済を伴っていないということなんです。

徳島の実体経済が活性化してきて、どんどん賃上げが進んでいくのは大賛成ですし、どんどん進めていただけたらいいと思うんです。事前委員会なのでそんなにきつく言うつもりもなかったのですが、この際だから言わせてもらいます。我々以外の方は皆さん、その要望に行ったということだったので、皆さん方がどういう認識でいらっしたのか知りません。

私は確認できていないのですが、これも記者会見で、中小企業や零細企業の方でいい車

に乗っていらっしゃる方という発言があったとの話を聞いたんですけど、そのことについては把握されていますか。

井口労働雇用政策課長

委員お話しの記者会見と思います。確か8月30日の会見で、そういったニュアンスの発言があったのは承知しています。

岡委員

くだらないことを聞きますけど、一体いい車とはどんな車なんですか。

例えば今、僕が乗っているロードスターという車があるんですけど、これはいい車なんですか。

井口労働雇用政策課長

8月31日の知事の会見では、確か高額な車という印象のお話だったかと思います。どの車がいい車かは個人の判断基準でございますので、金額の高い低い、国産、外国産、年式が新しい、古いなど、いろいろと基準がございますので、一概にどれがいいというのはなかなか難しいと思います。

岡委員

私もそう思います。全くそのとおりです。

ただ、そういう言い方をしたら、経営者の方は値段の高い車に乗って、従業員の給料も上げないで自分だけいい思いをしているんだというふうに聞こえませんか。だから給料を上げられるだろうと。私はそういうふうに捉えました。

いろんな経営者の方を知っていますが、そんなことはないです。私が知っている人は、本当に従業員の生活や当然会社の将来を考えて金策に走って、日夜一生懸命努力している方ばかりです。

私は、知事のお知り合いにどんな人がいるか知りません。そんな発言を、また記者会見という場所で平気です。あたかも経営者だけが全部吸い上げて出さないようにしているように。別に賃上げだけでなく、給料で言うと、一時金という形で出している場合だってあるだろうし。

そういうことも含めて、徳島県の実体経済を見て、最低賃金というのは底上げしてあって、別にいい生活をするためのものではなくて、これ以下では真っ当な生活がなかなかできないと言われるような金額で設定していくものでしょう。

都市部は高いです。だって生活費が高いですもの。家賃は高いし。当たり前のことじゃないですか。

八十何円上がった、良かった、県で補助金を出してくれるんでしょうねと、SNS等で書いていらっしゃる方も何人か見受けられました。当然手厚いことをしてくれるんでしょう。

今年は80円上がりました。補助金は打つのもかもしれません。来年は。再来年は。上がったままです。これからも上がっていくんです。来年下げますか。上げ過ぎたから下げます

か。そんなことはなかなかできません。

労働者の側から見たら、どんどん給料が上がってってくれるのは全然構わないことだし、いいことだと思います。実体経済が伴っていない中で無理に賃上げをして、それを行政が税金で補填するのは、私はやり方としては最低最悪の政策だと思うんですが、その辺のお考えをお聞かせ願えませんか。

井口労働雇用政策課長

現在の県内の経済状況というところからの御質問かと思えます。

新型コロナで傷んだ経済は徐々に上向いてきて、ようやく落ち着きを取り戻してきているところとは思えます。

その中で現在、春闘以降、持続的な賃上げをしていこうという大きな政策の中、国も一体となって生産性向上など、いろんな環境整備も併せまして、賃上げを進めていくということでございます。

また、国におきましては最低賃金を、2030年半ばまでに全国加重平均1,500円を目指すということで、引き続き賃上げの機運醸成を図っていこうと進めているところでございます。

その中で何より大事なものは、企業や事業者の方、それぞれがしっかりと業を継続し、併せて雇用も守っていただくことが何より大事なのかなと考えております。

県におきましては、これまで行ってきた県の当初予算での事業や、その後の6月補正、また今回9月補正で提案させていただいている事業をまずは実施することで、県内企業の下支えをしっかりとさせていただきたいと考えております。

また、先ほどから、私から県内企業の声聞いてということで、いろんな要望を頂いているところでございます。

その中で、どういったものかをしっかりと考えて、いろいろ次の施策の検討をさせていただきたいと考えております。

岡委員

事前委員会なので、これ以上言うつもりはありませんけども、何もかもやり方がおかしいと思います。

先に話を聞けと。時間はあるだろう。決まった後で、何に困っていますかと話を聞きに行きます。そんなおかしなやり方ってありますか。

だって、決まったのでしょ。変更かけられないじゃないですか。払えないところはどうするんですか。直接言ってきてと言っていましたよね。

話を聞いていないということです。経営陣の方々に余り話を聞いてないということで、記者会見で知事がおっしゃっていました。払えないところがあるんだったらと。言ってきたからと、その会社のために補助金をばんと打つんですか。やり方としては異常だと思います。

給料が上がるのはいいことです。これからも将来的にどんどん給料が上がって行って、ただ、それは実体経済がしっかり伴った上で、民間の経済が活性化して行って、民間でそういうことが出てくるのを目指すべきであって、行政がやる政策は、そういう景気を刺激

していく策であるべきだと私は思いますので、この間は署名もせずに要望にも行っていませんし、そのように予算が出てくるという話なのであれば、私は到底賛同できないということになります。事前委員会ですけど、そのことだけは一応申し上げておいて、私の質問を終わりたいと思います。

平山委員

私からも最低賃金に関連して、内容など、もう少し確認させていただきます。

最低賃金の決定に際し、審議会において労働者側と使用者側で大きく意見の隔たりがあったということですが、今回の引上げ幅に対して、県としてどう受け止めているか、お伺いします。

井口労働雇用政策課長

委員お話しのとおり、最低賃金の審議会の場におきまして、労働者側と使用者側双方の思考に隔たりがあったため、決定までに時間が掛かったということでございます。

それぞれ労使の委員は、人材確保の観点から目安額を上回る引上げが必要だという認識の下、労使双方の立場からそれぞれ十分な審議がなされまして、こうした引上げの答申が行われたと認識しているところでございます。

今回の引上げにつきましては、審議会がこれまでの目安ありきではなく、本県の将来を見据えた大幅な引上げという大きな決断をさせていただいたと考えております。

平山委員

分かりました。

他県と比べて大幅な引上げとなったのは、知事の言動が徳島地方最低賃金審議会の審議に影響を与えたのではないかと思います。いかがでしょうか。

井口労働雇用政策課長

今年度の引上げにつきましては、知事から審議会において、本県の将来を見据えて大幅な引上げが必要だという御要望をさせていただいたところでございます。

繰り返しになりますが、去年の時点で全国で下から2番目の896円で行いました。都市部への流出が増えていた本県につきましては、他県との人材獲得競争を勝ち抜くには賃金ベースの向上が不可欠であることを踏まえ、様々な機会を捉えまして発信してきたところでございます。

説明もさせていただきましたが、知事から要請したり、意見陳述の機会も得たりということでございます。様々な活動もさせていただきました。こうしたことで審議会委員の皆様、今回の審議で人材確保という観点で大きな影響を与えるとの認識を共有することができて、本県の政策の重要性も十分考慮いただきながら、本県の実情も踏まえて改定額を決定させていただいたと考えております。

平山委員

理解いたしました。

審議会から労働局長への最低賃金の答申に対し、附帯決議がなされていると思いますが、今改定に際しての内容をお聞かせください。

井口労働雇用政策課長

地方最低賃金審議会の答申に対しましての附帯決議の内容でございます。

例年、審議会の答申が行われた際には、附帯決議がそれぞれ決議されることになっております。

今年度に関しましては、政府、国と県、特に県に対しては今回の改定に際して附帯決議として、最低賃金の改定の影響を強く受ける中小・小規模事業者が、今後とも業と雇用を守ることができるよう、企業等が賃上げを実施した場合、その経費の一部を補填する支援金の創設や賃金応援サポート事業、これらは6月の補正予算でございますが、こういった事業など支援策の充実の強化や助成金をはじめとした賃金引上げ関連施策に係る周知を言われております。

また、併せて国が進めております価格転嫁に係る各施策への協力依頼が要望されているところでございます。

県では、この附帯決議も参考にさせていただきながら、改定に影響を受ける中小企業、小規模事業者様への支援について、他県の事例も踏まえつつ検討してまいりたいと考えております。

平山委員

私の地元でも支援策の充実を強く要望する声がございます。

私からも、声をしっかりと聞いて、改めて支援策の追加提案を強く要望いたしまして、質問を終わります。

岡田（晋）委員

先ほどから皆さんが議論している最低賃金のことについて、私も思っていることがあります。まして、まず岡委員が言ったように、税金を投じて全てそれを補填していくことはやってはいけません。その中で景気を高揚するような政策、労働者あつての物種なのです。

働く人を大事にしていくためには、この980円というのは本当に目をむくような金額ですが、それに対して補正予算を組んでいくという中で、今タイムスケジュール的にいろんな業界団体などから意見を聞いていると聞きました。

それが具体的に、どういうタイムスケジュールで、どういう形で、この議会の中で補正予算として組まれていくかを教えていただきたいと思います。

井口労働雇用政策課長

現在、どのようなスケジュール感で対応しているのかとの御質問でございます。

最低賃金決定以降、県内各企業等で改めてという形になりますが、現在もお話を聞かせていただいているところでございます。

近々その結果を取りまとめ、どういったものが適切なものかということも考えながら、事業案を考えていきたいと考えております。

岡田（晋）委員

支援策を考えますとのことですが、今議会に補正予算で追加することも聞いているので、それについては、やはりされるんですね。

井口労働雇用政策課長

追加補正予算案の提出の検討も併せまして、現在検討しているところでございます。

岡田（晋）委員

そしたら、本定例会の提出予定議案第5号、徳島県公害紛争処理条例の一部改正について、環境管理課にお聞きします。

配布されています提出予定議案説明書3ページでは、公害に係る紛争の処理に関する事務の効率化に資するため、公害審査委員候補者の委嘱期間を条例で定める必要があるとの記述がされております。

その条例で定める必要がある委嘱期間は、現在までは条例に基づかず運用で決めていたんですか。法的な定めが必要なのであれば、コンプライアンスに反するのではないのでしょうか。また、現在の委員任期と委嘱状況についても教えていただきたい。

田中環境管理課長

ただいま岡田委員より、徳島県公害紛争処理条例の一部改正についてと、現在の公害紛争に関する委員任期と委嘱状況についての御質問を頂きました。

本条例では、公害紛争処理法に基づき、公害に係る紛争の処理に関し必要な事項を定めています。法に基づき公害紛争に係る調停等の申請があった場合、知事は事件に応じてその解決を図る委員を公害審査委員候補者の中から任命し、調停委員会を開催することとなっております。

令和2年6月に公害紛争処理法の一部が改正され、旧法では毎年委嘱することとされておりました公害審査委員候補者は、新法においては毎年又は1年を超え3年以下の期間で、条例で定める期間ごとに委嘱することができることとされ、地域の実情に応じた柔軟な委嘱期間の設定が可能となりました。

これを受けまして、他県の動向を調査するとともに、条例改正の必要性について十分に検討した結果、公害紛争処理手続は全国的にも複数年度にわたる事案が多く、同一委員が審査に当たることにより円滑かつ迅速な審査が期待されることから、本条例を改正するものでございます。

なお、公害審査委員候補者制度を採用しております10県のうち、本県は4番目の改正となっております。

また、現在の委員の委嘱状況でございますが、弁護士や公衆衛生の専門である大学教員など15人の方に、令和6年2月1日から令和7年1月31日までの期間で、公害審査委員候補者として委嘱しております。

岡田（晋）委員

今までは1年間の委嘱期間であったものを今後3年間とするとのことですが、条例の施行期日が令和7年2月1日となっているのは、現在の委員の方の任期との関係という説明がありました。

また、現在の条例の中では公害審査委員候補者の表記はなく、第2条で専門調査員が規定されており、第3条でも調査費用の規定の中であっせん委員、調停委員、仲裁委員、専門調査員の表記がありますが、公害審査委員候補者の表記は見当たりません。

公害審査委員候補者の新しい表記も条例改正ではなされるのでしょうか。

田中環境管理課長

ただいま岡田委員より、条例の施行期日が令和7年2月1日であることと、公害審査委員候補者の表記についての御質問を頂いております。

現在の公害審査委員候補者の任期は委員がおっしゃるとおり、令和6年2月1日から令和7年1月31日までとなっておりますので、今回の施行期日を令和7年2月1日により、次期候補者から任期を3年として円滑な制度の移行が図られると考えています。

また、公害審査委員候補者の表記につきましては、今回の条例改正で公害審査委員候補者の委嘱期間を定める新たな条文を追加することとしております。

岡田（晋）委員

公害紛争処理法第18条では、審査会を置かない都道府県について公害審査委員候補者の項目があり、公害審査委員候補者9人以上15人以内を委嘱し、名簿を作成しておかなければならないと規定されています。

県条例では、専門調査員として調停委員会、仲裁委員会、それぞれ専門調査員5人以内を置くことができるとなっておりますが、それぞれ4人となると計8名で法の定める人数の下限を満たさないこととなりかねませんので、法の定める人数を定める必要があると思いますが、いかがでしょうか。

また、本県が公害審査会を設置していない理由についても、併せてお答えください。

田中環境管理課長

ただいま岡田委員より、条例では法の定める人数の下限を満たさないのではないかとということと、本県が公害審査会を設置していない理由についての御質問を頂きました。

公害審査会を置かない本県を含めました10県におきましては、公害紛争処理法第18条に基づき、公害審査委員候補者9人以上15人以内を委嘱し、公害審査委員候補者名簿を作成しておかなければならないとして規定されていることから、現在、本県では15人の方を委員候補者として委嘱しております。

あっせん、調停等の申請があった場合には、この15人の委員候補者の中から3人を任命し、調停委員会等を開催することとなっております。

また、調停委員会等に置かれる専門調査員につきましては、改正条例の第3条になりますが、委員候補者から任命されました調停委員に加えて、必要に応じて高度な専門知識を有する学識経験者などを任命することができるとされております。

次に、常設の公害審査会を設置していない理由につきましては、本県におきまして条例

が制定されました昭和45年から現在までの54年間で、調停申請が5件と事例が少なく、公害審査委員候補者の選定基準は公害審査委員の基準と同じであり、委員の資質は同等であるとともに、公害調停等の申請がなされた場合も、調停委員会の設置をはじめとする手続についても公害審査会設置の場合と同等であることから、今後も公害審査委員候補者名簿による委嘱方式で対応してまいります。

県といたしましては、引き続き公害紛争処理に関するお問合せや相談には丁寧に対応するとともに、調停等の申請に対しましても迅速かつ適正に対応してまいります。

#### 岡田（晋）委員

説明していただき、やっと徳島県公害紛争処理条例の一部改正の趣旨が理解できました。

本事案に限らず、この委員会に御出席の理事者の皆様にお伝えしたいと思います。

条例改正案の説明については、改正の根拠法令や条文、理由を明確に示していただくとともに、できましたら新旧対照表を付けていただくとよく分かるので、それをお願いして、この質疑を終わります。

#### 福山委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、生活環境部・労働委員会関係の調査を終わります。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。（13時55分）